

横浜市地球温暖化対策事業者協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協議会は、「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」と称する。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）」第144条に規定する事業所などが、地球温暖化対策の効果的な推進を図るため、各事業者及び関係行政機関との連携の下、横浜市内における地球温暖化対策の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 条例に定める地球温暖化対策計画及び実績報告の検証及び評価
- (2) 地球温暖化対策に関する環境教育・普及啓発の実施
- (3) 各事業者間での情報交換等
- (4) 各事業者における省エネルギーの推進
- (5) 各事業者における再生可能エネルギー等の導入促進
- (6) 各事業者間における共同取組の検討と実施
- (7) 関係行政機関との意見交換及び地球温暖化対策等に関する要望
- (8) 地球温暖化対策に関する相談及び指導
- (9) 地球温暖化対策に伴う社会参加活動
- (10) その他、本協議会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第 4 条 本協議会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

ア 条例に規定する地球温暖化対策事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）が市内に設置する原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となる事業所

イ 上記事業所を有しない地球温暖化対策事業者が市内に設置する主たる事業所

ウ 「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針」に規定する任意提出事業者が市内に設置する主たる事業所

(2) 準会員 事業者が市内に設置する主たる事業所

(入 会)

第 5 条 本協議会の入会は次のとおりとする。

(1) 正会員 正会員となる事業所は入会届を提出する。

(2) 準会員 正会員以外で本協議会の会員になることを希望する事業所は、所定の入会申込書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 7 条 会員が退会しようとする場合、退会届を提出しなければならない。

2 会員は次の理由によって、幹事会の承認を得て退会することができる。

- (1) 正会員 地球温暖化対策事業者でなくなったとき、又は退会の意思表示があったとき
- (2) 準会員 会員からの退会の意思表示があったとき

(除 名)

第 8 条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する会員を、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 会費を 1 年以上納入しないとき
- (2) 本協議会の体面を傷つけ、又はその目的達成に反する行為を行った会員

(返還請求権の放棄)

第 9 条 第 7 条及び第 8 条に規程により、退会し又は除名となった会員は、すでに納入した会費等の拠出金品等の返還を請求することができない。

第 3 章 役員及び幹事

(役 員)

第 10 条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 4 人
- (3) 幹 事 19 人以内
- (4) 監査役 2 人

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長の定める順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 監査役は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を幹事会及び総会に報告する。

(役員の選出)

第 12 条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

但し、役員が任期途中において欠員があるときは、その役員の後任者がその職務を行うことができる。

2 幹事及び監査役は相互に兼ねることができない。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

但し、欠員により就任した後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(幹事)

- 第15条 本会に幹事を置く。
- 2 幹事は会長が委嘱する。
 - 3 幹事は幹事会を開催し、協議会の運営に関することを協議する。
 - 4 幹事会の下に事務局を設置する。

第4章 顧問及び参与

(顧問)

- 第16条 本会に顧問を置く。
- 2 顧問は、本会の目的達成に必要な重要事項について、会長の諮問に応ずる。
 - 3 顧問の任期については、第13条の規定を準用する。

(参与)

- 第17条 本会に、参与を置くことができる。
- 2 参与は、会長が必要に応じ委嘱する。
 - 3 参与は、必要に応じ、幹事会の事業運営について助言を行う。
 - 4 参与の任期については、第13条の規定を準用する。

第5章 事務局

(事務局)

- 第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他必要な職員を置く。
 - 3 事務局長その他職員は、会長が任免する。

第6章 会議

(種別)

- 第19条 会議は、総会及び幹事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成及び機能)

- 第20条 総会は、役員及び会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任

但し、総会の決議により幹事会に委任することができる。

- (4) その他、本会の運営に関する重要事項

2 幹事会は、幹事をもって構成し、この規約の別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事業
- (3) その他、総会の議決を要しない執行に関する事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事業を示して請求があったときは開催する。

3 幹事会は、会長が必要と認めたとき又は幹事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

但し、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては会員、幹事会においては幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 会議の議事は、この規約の別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 止むを得ない理由により、会議に出席することができない会員もしくは幹事は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人として出席した者に表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか出席した会員又は幹事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(部 会)

第28条 協議会に第3条に定める事業を遂行するため、幹事会の議決を経て、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は会長が別に定める。

第7章 資産・事業計画等

(資産の構成及び管理)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

2 資産は会長の承認を得て、事務局が管理する。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、第21条第1項に定める通常総会において決定を得なければならない。

但し、通常総会までの間の当該年度に必要とする予算は会長が決定することができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告、決算及び財産目録は会長が作成し、監査役の監査を経て、第21条第1項に定める通常総会において承認を得なければならない。

(財務に関する規程)

第33条 本会の事業遂行に伴う財務に関する規程は会長が別に定める。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 本会の目的たる事業が達成されたとき又は達成が不能となったとき。
- (2) 総会において会員の4分の3以上の同意があったとき。

2 解散のときに存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決する。

第9章 雑 則

(委 任)

第36条 この規約の施行について必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年5月16日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、設立総会に定めるところによるものとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の開催日から平成18年3月31日までとする。
- 4 第6条に基づく会費については、総会の議決をもって確定し、当分の間、徴収しない。
- 5 第18条に基づく事務局は当分の間、横浜市においてその役割を担うこととする。
- 6 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月16日から施行する。